

令和5年度（2023年度）指導監査の主な指摘内容について(社会福祉施設)

種別	区分	指摘内容	
軽費老人ホーム (ケアハウス)	口頭指摘	処遇	<p><事故発生時の対応について> 軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに熊本市に連絡を行うこと。（熊本市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第3条に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準第33条）</p>
軽費老人ホーム (ケアハウス)	口頭指摘	経理	<p><管理費に関する決算時の会計処理について> 決算時の計算書類で管理費に関する項目は、以下のとおり会計処理をすること。</p> <p>（資金収支計算書において）</p> <p>管理費収入は、事業活動計算書の管理費収益とは違い、毎月分の管理費（居住に要する費用）と入居一時金の合計を計上すること。</p> <p>長期預り金積立資産支出は、入居一時金を長期預り金積立資産へ積立てるための支出を計上すること。長期預り金積立資産取崩収入は、入居一時金を償却及び返還するために長期預り金積立資産を取崩した収入を計上すること。（社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について1（3）、25（1）、別添3）</p>
地域密着特別養護老人ホーム	口頭指摘	経理	<p><害虫駆除業務委託について> 害虫駆除業務委託に関する契約額は、月13,000円（税抜）となっているが、請求書の額は、月14,300円（税抜）となっている。契約金額と支払金額が一致しないため、変更契約を結ぶなど適切に会計処理すること。（社会福祉法人 経理規程第26条第1項）</p>
地域密着特別養護老人ホーム	口頭指摘	経理	<p><非常勤職員（医師）に関する給与支給額について> 昨年度は2名、今年度は1名の非常勤職員（医師）と雇用契約を結んでおり、いずれの雇用契約書でも契約金額は月10万円となっている。しかし実際は、昨年度の2名には15万円と12万円の合計27万円、今年度の1名には12万円の給与が毎月支払われていた。契約内容に沿った支払いをすること。給与支給額を上げる場合は、内容を改めた雇用契約書を取り交わすこと。（社会福祉法人 経理規程第26条第1項）</p>
特別養護老人ホーム	口頭指摘	処遇	<p><サービスの質の評価について> 施設は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、当該評価の結果を公表すること。（熊本市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第3条に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第36条、熊本市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第6条）</p>

特別養護老人ホーム	口頭指摘	経理	<p><業務委託契約について> 業務委託契約について、以下の3点について改善すること。 環境整備業務委託及び清掃管理業務委託について、すでに契約期間が終了しているにもかかわらず自動更新されないまま委託業務が継続している。自動更新ができる旨の文言を追記した契約書を取り交わすこと。 洗濯業務委託について、平成14年4月1日に交わされた単価契約が現在請求額と相違していることから、内容の見直しを行った上で単価変更等の契約を取り交わすこと。 また、上記以外の業務委託についても、契約条項に基づき契約を自動継続する場合においても「伺書」を作成し、決裁権者までの決裁を受けるほか、定期的に契約内容の見直しを行うこと。(社会福祉法人 経理規程第26条及び第76条、社会福祉法人における入札等の取扱いについて1(4))</p>
特別養護老人ホーム	口頭指摘	経理	<p><資産運用について> 施設整備のための積立金を資産運用しているが、資金運用規程が定められていなかった。運用規程を定め、管理運用体制を整えること。(社会福祉法人 経理規程第40条第2項)</p>
特別養護老人ホーム	口頭指摘	経理	<p><事業区分・拠点区分・サービス区分の整理について> 経理規程、現況報告書並びに計算書類及び附属明細書において、事業区分・拠点区分・サービス区分に関する部分の整合性がとれていない。会計基準等に沿って整理すること。(社会福祉法人会計基準第10条第1項、第2項、社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い2、3、別紙3、社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項4、5)</p>
特別養護老人ホーム	口頭指摘	経理	<p><付属明細書について> 拠点区分で作成すべき付属明細書のうち「基本財産及びその他の固定資産(有形・無形固定資産)の明細書」が作成されていなかった。法令に基づき適正に作成すること。(社会福祉法第45条の27第2項、社会福祉法人会計基準第30条、社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い26(2)、社会福祉法人 経理規程第4条第3項)</p>
児童発達支援センター	口頭指摘	経理	<p><附属明細書について> 拠点区分で作成すべき附属明細書のうち「拠点区分事業活動明細書」が作成されていなかった。法令に基づき適正に作成すること。(社会福祉法人 経理規程第4条2(2)、社会福祉法第45条の27第2項、社会福祉法人会計基準第30条、社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い26(2)ア、ウ)</p>
児童養護施設	口頭指摘	経理	<p><競争入札における落札者の決定について> 地域小規模児童養護施設3の建設工事については、競争入札によって請負業者を決定している。その入札の際、参加した3者いずれも予定価格を超えた応札額だったにもかかわらず、再入札することなく、その中で最低価格の業者を落札者と決定している。予定価格の範囲内で応札する者がいない場合は、再入札の手続きをとること。(社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について5(2)イ、ウ、熊本市工事競争入札心得第8条第1項、第9条第1項)</p>
児童養護施設	口頭指摘	経理	<p><契約書の作成について> 契約金額が100万円を超えるもので、契約書が作成されていないものが見受けられた。相手方を1者とし、異なる物品を一括して複数購入した場合、物品それぞれの金額ではなく、契約総額により契約書作成の可否を判断すること。(社会福祉法人 経理規程第75条、第76条)</p>

障害者 支援施設	口頭指摘	預り金	<預り金の管理について> 通帳預り金残高は預り金台帳により管理すること。(利用者預り金規程第2条、第3条、第4条)
障害者 支援施設	口頭指摘	経理	<契約書の作成について> 契約金額が100万円を超える契約を行う場合においては、契約書を作成すること。(社会福祉法人 経理規程第75条、第76条)
乳児院	口頭指摘	処遇	<業務の質の評価について> 乳児院は、児童福祉法第三十七条に規定する業務の質の評価を自ら行い、結果を公表した上で、常に業務の改善を図ること。(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第24条の3)
認定こども園	口頭指摘	処遇	<業務の質の評価について> 施設は、施設における教育及び保育並びに子育て支援事業の状況その他の運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表すること。(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第23条)
認定こども園	口頭指摘	経理	<一般廃棄物処理業務委託について> 一般廃棄物処理業務委託に関する契約額は、月15,000円の定額となっているが、請求書の額は、ゴミの量により月ごとに変動しており、月40,000円前後となっている。契約内容と支払内容が一致しないため、変更契約を結ぶなど適切に会計処理すること。(社会福祉法人 経理規程第26条第1項)
認定こども園	口頭指摘	経理	<業務委託契約について> 業務委託契約について以下3点について改善すること。 音楽指導業務委託について、契約書を取り交わすこと。 社会保険労務士委託業務について、契約期間が終了したまま、自動更新として委託業務が継続している。自動更新ができる旨の文言を追記した契約書を取り交わすこと。 一般廃棄物処理業務委託について、契約金額は9,000円(税抜)だが、現在の支払金額は11,900円(税抜)となっている。委託業者に内容を確認のうえ、新しい契約金額で契約書を取り交わすこと。(社会福祉法人 経理規程第26条第1項)
認定こども園	口頭指摘	経理	<契約書について> 契約金額が100万円を超える工事について、請書は徴取されていたが契約書が作成されていなかった。契約金額が100万円を超える場合は、契約書を作成すること。請書を契約書に代わるものとする場合は、伺いに理由等を明記し、理事長の承認を得ること。(社会福祉法人 経理規程第74条、第75条)
認定こども園	口頭指摘	経理	<契約書に基づく支払い金額について> 一般廃棄物処理業務委託と音楽指導業務委託について、契約書金額と支払い金額が一致しない。請求内容を委託業者に確認し、契約書と相違が確認されれば、変更契約を結ぶなど、適切に会計処理すること。(社会福祉法人 経理規程第26条)
認定こども園	口頭指摘	経理	<契約書の作成について> 換気扇工事について、契約金額が100万円を超えているにもかかわらず、契約書が作成されていなかった。補助金の対象だったため、契約書は必要ないと誤認したようだが、理事長が認める特段の理由が無い限り、契約金額が100万円を超える場合は、契約書を作成すること。(社会福祉法人 経理規程第72条第1項、第73条第1項)

認定こども園	口頭指摘	経理	<附属明細書について> 附属明細書を法令に基づき適正に作成すること。（社会福祉法第45条の27第2項、社会福祉法人会計基準第30条、社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い126及び同別紙3）
認定こども園	口頭指摘	運営	<掲示について> 建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定こども園である旨を掲示すること。（熊本市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第3条に基づく幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第11条）
保育所	文書指摘	処遇	<運営規程について> 施設の運営規程を制定すること。（熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第3条に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第13条第2項、熊本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第3条、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第5条第1項、第20条、児童福祉法施行規則第37条、子ども子育て支援法施行規則第29条）
保育所	文書指摘	処遇	<事故発生の防止及び発生時の対応について> 事故発生の防止のための指針を制定すること。（熊本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第3条に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第32条）
保育所	口頭指摘	処遇	<保育の質の評価について> 保育所は、自ら行う保育業務の質について評価を行うこと。（熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第3条に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第36条の2、熊本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第3条に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第16条第1項）
保育所	口頭指摘	経理	<契約書について> 会計給与ソフト保守点検契約について、相手方業者と契約書の取り交しがないうまま支払が行われている。早急に契約書を取り交すこと。（社会福祉法人 経理規程第73条）
保育所	口頭指摘	経理	<契約書に基づく支払い金額について> 一般廃棄物処理の業務委託において、契約金額・請求書額・口座振替額のいずれの金額も相違している。委託業者に契約金額等の内容を確認したうえで適正な支払い処理を行うこと。また、契約内容が変わっているのであれば、改めて契約を取り交わすこと。（社会福祉法人 経理規程第26条第1項及び第2項）
保育所	口頭指摘	経理	<契約書の作成について> 遊具リニューアル工事について、契約書が作成されていなかった。理事長が認める特段の理由が無い限り、契約金額が100万円を超える場合は、契約書を作成すること。（社会福祉法人 経理規程第75条第1項、同第76条第1項）
保育所	口頭指摘	経理	<附属明細書について> 附属明細書を法令に基づき適正に作成すること。（社会福祉法第45条の27第2項、社会福祉法人会計基準第30条、社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い126及び同別紙3）